

令和2年第7回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年7月27日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター集会室							
開 会	令和2年7月27日 午後2時45分							
閉 会	令和2年7月27日 午後4時12分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	欠席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	欠席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人		小林 町子・金子 一男						
議事参与		堀越 延年・野本 佳永						
書 記		榎 友美						

会議事件名

- 議案第24号 農地法第3条の規定に関する件
 議案第25号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請
 議案第27号 農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について

顛末

開会 午後2時45分

- 【代理】 これより、令和2年第7回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
- 【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、11名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。
- 【事務局】 訂正が1か所あります。差し替え分を既に配布しておりますので、そちらをご覧ください。10ページ「農地法第18条第6項の規定による通知について」ですが、番号150番が追加になりますのでよろしくお願いいたします。
- 【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号11番 小林 町子 委員
番号1番 金子 一男 委員にお願いします。
- これより議案審議に入ります。
議案第24号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。
- 【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第24号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 15筆
- 番号20 (受人)
(渡人)
- 受人は〇〇地区で園芸農業を中心とした経営を行っています。
経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は650日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は54.32アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊秋夫 農業委員】	番号20について調査してまいりました。受人は、園芸農業を中心とした経営を行っております。今回の申請地において、緑化樹木を栽培し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井正夫 推進委員】	番号20について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号21について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>番号21については、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です</p> <p>番号21 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇に事業所を置く農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる農地所有適格法人です。</p> <p>農地法第2条第3項の要件とは、具体的には、</p>

	<p>1 法人形態要件として、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。</p> <p>2 事業要件として、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であること。</p> <p>3 議決権要件として、誰でも農地所有適格法人の候補者になれるが、その法人の総議決権又は総社員の過半は、(1) 農地の権利提供者 (2) その法人の農業の常時従事者 (原則として年間150日以上従事) (3) 基幹的な農作業を委託した個人 (4) 地方公共団体、農協、農地中間管理機構等であること。</p> <p>4 役員要件として、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事 (原則年間150日以上) する構成員であること。その法人の理事等又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事 (原則年間60日以上) すること。</p> <p>となっております。</p> <p>本申請は、経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。また、申請地の取得後における農地の経営面積は5,586.04アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。会社から申請地までは平均距離7キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> <p>【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p> <p>【酒巻貞夫 農業委員】 番号21について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと思います。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> <p>【新井浩一 推進委員】 番号21について調査してまいりました。受人は〇〇地区も多く耕作している農地保有適格法人です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内</p>
--	---

	<p>の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第24号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第25号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第25号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 番号2 (当初事業計画者) (承継者)</p> <p>申請地については、長屋住宅及び道路用地の設置を行う計画で令和2年3月13日付け、農地法第5条の転用許可を受けて事業を着工しましたが、当初事業計画者が今般の社会情勢の中で今回の事業に疑問を感じ、施工業者に解約の申し出をしました。しかしながら、許認可が全て整い工事着工していることから、承継者が事業内容の変更無しで事業を引き継ぐことになったため、計画変更申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。</p>
【酒巻貞夫 農業委員】	<p>「今回の事業に疑問を感じ」とは具体的にはどのようなことでしょうか。</p>

【事務局】	人口減や新型コロナウイルスの影響等により、継続的には入居者が決まらないのではないかと不安が生じたためと聞いております。
【議長】	ありがとうございます。次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号3 (申請者) 申請地については、当初の計画では道路面に農地改良の盛土高を合わせましたが、今般の雨量の増加に伴い冠水する恐れがあるため、道路面より30cmの盛土を行うものです。また、隣接地の農地改良が完了したため、境界部の擦り付けを行うための計画変更申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。
【酒巻貞夫 農業委員】	境界部の擦り付けとはどのようなことをいうのですか。
【事務局】	農地改良の境界部は土砂の流出を防ぐため平場を設置しますが、隣接農地も農地改良を行った場合、境界に平場があると耕作しづらいため、間に耕作土を入れて平らにし、耕作しやすくするものです。
【議長】	それでは、採決を行います。議案第25号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第25号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第26号農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	それでは、議案について説明します。 議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請

	所有権の移転 2件 2筆 使用貸借権の設定 4件 16筆 地上権の設定 1件 2筆 番号31（受人） （渡人） 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号31について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。自己用住宅を建築するというところで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井清作 推進委員】	番号31について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということがありますが、隣接農地との境界には素掘りを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理後、水路に放流します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号32について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号32 (受人) (渡人)</p> <p>受人は〇〇〇〇〇〇に本店を置き、電気通信事業等の建設業を営んでいます。今回、〇〇〇〇〇〇の携帯電話基地局を新設することになり、本申請地を携帯電話基地局設置に伴う工事用地として借り受け、一時転用したく申請するものです。なお、携帯電話基地局については農地への設置となりますが、農地法第5条第1項第8号並びに同法施行規則第53条第14号に該当するため、農地転用許可不要となっており、既に携帯電話基地局設置についての事業計画書の提出を受けております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【中島栄司 農業委員】	番号32について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地(原則不許可農地)に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。工事期間は10ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子俊昭 推進委員】	番号32について調査してまいりました。申請地は、携帯電話基地局の設置に伴う工事用地として一時転用を行うということですが、隣接農地との境界にはガードフェンスで仮囲いを行います。このため、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号33について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号33 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしております。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号33について調査してまいりました。申請地は、〇〇〇〇を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号33について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には素掘りを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号34について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>番号34 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在市内の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲りうける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻貞夫 農業委員】	番号34について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀文吉 推進委員】	番号34について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号35について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号35 (受人) (渡人) 受人は、現在市外の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父の所有地である本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【藤井廣一 農業委員】	番号35について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【矢部英利 推進委員】	番号35について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界には溝側溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号36について内容説明を事務局にお願いい

	たします。
【事務局】	番号36 (受人) (渡人) 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを228枚を設置し、発電の規模は75.2kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【薊 勇 農業委員】	番号36について調査してまいりました。申請地は〇〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電設備を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【中根新一 推進委員】	番号36について調査してまいりました。申請地には太陽光発電設備を設置するという事ですが、隣接する農地との境界には側溝及びフェンスを設置します。また、申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号37について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号37（受人） （渡人）</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が土木業を営む〇〇〇に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月となっております。また、農地改良にともない「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻貞夫 農業委員】	番号37について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀文吉 推進委員】	番号37について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有者宅で耕作する1筆を除いて、〇〇〇の農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を借り受け、麦を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第26号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第26号について原案のとおり決定いたしました。議案第26号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第27号 農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案第27号農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について、説明いたします。</p> <p>農業委員会の農業委員については、市町村長が募集を行い、任命することとなっておりますが、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が農地利用最適化推進委員の担当する区域を定めて、区域ごとに募集を行ったうえで、新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。このため、農地利用最適化推進委員の募集にあたり「農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定」により、農地利用最適化推進委員が担当する区域を農業委員会で再度、決定する必要があることから、今回、議案として上程するものです。</p> <p>5ページの一覧表をご覧ください。まず、農地利用最適化推進委員が担当する区域として、前回同様、鴻巣、笠原、常光、箕田、田間宮、馬室、屈巢、広田、共和、吹上、下忍、小谷の12の区域を提案させていただきます。なお、各担当区域の内訳については表のとおりです。</p> <p>次に、農地利用最適化推進委員の全体の定数については、平成29年度9月議会において条例で定めましたが、各区域に設置すべき農地利用最適化推進委員の人数の案については、改めて農業委員会にて決定させていただくものです。</p> <p>5ページの一覧表をご覧ください。農地利用最適化推進委員は、担当区域において農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行うこととなりますので、各区域の農地面積を参考に、配置すべき担当人数について、1人から3人</p>

	<p>の間で人数の案を提案させていただきましたのでご確認ください。</p> <p>具体的には、農地面積で44ヘクタールから203ヘクタールまでの鴻巣、田間宮、吹上、下忍は1人、256ヘクタールから342ヘクタールまでの常光、箕田、馬室、屈巢、共和、小谷が2人、392ヘクタールの広田と480ヘクタールの笠原が3人となります。以上で、説明を終わります。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【酒巻貞夫 農業委員】	定数については農地面積だけではなく耕作者の人数も参考にした方がよいのではないかと。また、今まで現在の人数で困ったことはなかったか。前回推進委員の定数を22人にした経緯をお願いします。
【事務局】	推進委員の定数は、区域内の農地面積を基準に上限が決まっており、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況等を考慮しながら、政令で定める基準にしたがって、市の条例で定めています。また、委員各位のご尽力により現在までに推進委員の人数において困ったことはありません。
【議長】	ありがとうございました。他に質問はありますか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問等ございませんので、採決に入りたいと思います。議案第27号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和2年6月11日～令和2年7月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出</p> <p style="text-align: center;">1件 1筆 154㎡</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出</p> <p>所有権の移転 9件 16筆 4,341.35㎡</p>

	<p>使用貸借権の設定 3件 4筆 746㎡</p> <p>合計届出件数 13件 21筆 5,241,35㎡</p> <p>また、</p> <p>農地改良に係る届出 1件 1筆 100㎡</p> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>
【一同】	(なし)
【議長】	次に、推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(なし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・先月の酒巻農業委員の質問に対する回答 農地法に係る届出について ・先月の渡邊秋夫農業委員の要望による回答 新型コロナウイルス感染症に伴う交付金等のご案内 ・令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
【代理】	<p>これをもちまして、令和2年第7回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年8月25日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催予定です。</p>
	<p>閉会 午後4時12分</p>